

# 安全装置（映像記録型ドライブレコーダー）装着に関する助成金交付要綱

平成19年 6月11日

（一部改正）平成19年12月21日

（一部改正）平成20年 4月 1日

（一部改正）平成21年 4月10日

社団法人東京都トラック協会

## （目 的）

第1条 本要綱は、社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）が、車載型小型カメラによる事故発生時等の車両前方の映像や速度・減速度等の車両データが記録される安全装置（映像記録型ドライブレコーダー）への装着費用の一部を助成（以下「助成金」という。）することにより、その普及を図り、当該装置のデータによる事故実態の把握や分析を行い、ドライバーへの安全教育を推進し、会員事業者による安全と環境に配慮したプロとしての運転技術の向上を図り、交通事故撲滅に資することを目的とし、環境改善に寄与するものとする。

## （助成事業及び対象）

第2条 本事業は、東ト協会員事業者が、当該年度に新たに装着する映像記録型ドライブレコーダー（以下「機器」という。）に対し、導入に要する費用の一部を予算の範囲内において、助成することができる。

2 助成対象者及び助成対象機器は、次に掲げる各号に定めるところによる。

(1) 助成対象者とは、以下の要件を満たす東ト協会員事業者（以下「事業者」という。）をいう。

- ① 当該年度に東京都内を使用の本拠の位置とする事業用貨物自動車に、新たに機器を装着する事業者。
- ② 機器を装着した車両の走行内容（事故データ含む）等の報告（情報提供）が可能なこと。
- ③ 東ト協等が実施する安全指導教育に関するセミナーに参加できること。
- ④ 装着車両に会費の未納がなく、また1年以内に脱会予定でないこと。
- ⑤ 平成19年度及び平成20年度で会員登録車両分に達して助成を受けた者は当助成を受けることはできない。

(2) 助成の対象とする機器は、以下の要件を満たし、別に定めるものとする。

- ① 事故及びヒヤリハット前後の映像記録や速度、減速度等の車両データが記録されるもの。
- ② 記録方式が、イベント型または連続録画型のもの。
- ③ トラック用に開発（トラック仕様）されたものと東ト協が認めるもの。
- ④ ソフトウェア（解析ソフト）により、記録媒体（メディア）に記録されたデータから危険挙動運転等の情報が資料として作成（出力）できるもの。

(助成予算及び助成金額)

第3条 助成予算は、環境対策基金を流用し、平成19年度から平成21年度までの3年度計画での総計7億7千280万円及び平成21年度追加措置予算1億3千850万円の総額9億1千130万円を限度とする。但し、助成予算は3年度間を通して執行できるものとし、予算総額に達した場合には、その時点までとする。

2 交付する助成金額は、次の各号に定める助成金を交付する。

(1) 機器の助成金額は、対象機器に対し、1台当たり3万円を上限とし、そのうち装着に必要な経費に対する費用(取付工賃)として、5千円を上限とする助成金額が含まれるものとする。但し、購入価格を限度とし、千円単位で端数を切り捨てた額とする。

(2) ソフトウェアの助成金額は、解析ソフト1セット当たり3万円を上限とし、購入価格を限度とし、千円単位で端数を切り捨てた額とする。

(助成対象数)

第4条 機器等の助成対象数は、次の各号に定めるところによる。

(1) 機器の助成対象数は、1事業者30台を限度とする。

(2) ソフトウェア(解析ソフト)の助成対象数は、装着車両の属する都内営業所に対し、1営業所1セットとし、2セットを限度とする。

(助成金の交付申請及び請求)

第5条 事業者は、本事業に係る機器装着が完了したときは、東ト協に対し、速やかに様式1「ドライブレコーダー装着助成金交付申請書(兼請求書)」により、助成金の交付申請(請求)をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定める指定期日までに東ト協あて交付申請(請求)するものとする。

(助成金の交付)

第6条 東ト協は、前条により交付申請(請求)の提出があったときは、当該申請(請求)に係る書面を審査し、内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、事業者に対し、助成金を交付する。

(助成金の交付取り消しと返還)

第7条 事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 事業者が東ト協を脱会したとき。

(4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要綱

に基づく命令に違反したとき。

- 2 前項の場合において、当該取り消しに係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、東ト協は事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。但し、交付対象の機器が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したのものについては、この限りではない。
- 3 事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく東ト協に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第8条 事業者は、交付対象の機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付、又は担保に供してはならない。

- 2 事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ東ト協の承認を得なければならない。

(雑 則)

第9条 東ト協は、本事業に関して、事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第10条 本要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項については、東ト協が別にこれを定める。

(附 則)

1. 本要綱は、平成19年4月1日より施行する。  
(平成19年6月11日東ト協環環発第13号)
2. 改正した本要綱は、平成19年12月21日より施行し、平成19年4月1日(平成19年度助成事業)より適用する。  
なお、改正前の本要綱の規定により申請したものについては、改正後の本要綱の規定により申請したものとみなす。  
(平成19年12月21日東ト協環環発第66号)
3. 本要綱を一部改正し、平成20年4月1日より適用する。  
なお、本要綱第3条に定める助成予算を平成19年度から平成21年度までの3年度間を通し執行するため、平成19年度装着分に関しては、本要綱の規定により申請したものとみなし、平成20年度で取り扱いができるものとする。  
また、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。  
(平成20年4月1日東ト協環環発第1号)

4. 本要綱は、平成21年4月1日より施行する。

なお、本要綱第3条に定める助成予算を平成19年度から平成21年度までの3年度間を通し執行するため、平成19年度以降の装着分に関しては、本要綱の規定により申請したものとみなし、平成21年度で取り扱いができるものとする。

また、改正前の要綱に基づき実施した事業については、従前の例によるものとする。

(平成21年4月10日東ト協環環発第2号)

別表

助成対象機器（第2条関係）

対象機器	別に定める。
------	--------